

会員各位

つくば市商工会  
会長 櫻井 姚  
(公印省略)

## 「石綿作業主任者技能講習」開催のご案内

労働安全衛生法の定めるところにより、石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体・除去作業等に係る業務を行う場合は、石綿作業主任者を選任し、その者に作業に従事する労働者の指揮、その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないと定められています。

また、石綿作業主任者技能講習を修了した者は、一般建築物石綿含有建材調査者(実務経験年数不問)の受講資格が得られます。

つきましては、下記要領により技能講習を開催いたしますので是非この機会に受講をお願いします。

### 【注意】

1. 労働安全衛生法等の改正により、平成18年4月1日からは、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任することとなりました。
2. 平成18年3月までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者は、石綿作業主任者となる資格を有していますので、この講習を受講する必要はありません。

記

### 1. 受講資格

満18歳以上

### 2. 講習日時及び会場・定員

①日時 **令和8年 7月 16日(木) ~ 17日(金)**

1日目(学科) 8:30~16:10

定員36名(定員になり次第締切ります)

2日目(学科) 8:30~14:50

(修了試験1時間)

②会場 つくば市商工会谷田部支所(茨城県つくば市谷田部5655-6)

### 3. 受講料及びテキスト代

●全科目 **13,090円**(受講料:11,000円 テキスト代:2,090円)

### 4. 受講申し込み方法

- ・受講料
- ・受講申込書
- ・証明写真計2枚(うちは1枚申込書に貼付)

[証明写真] サイズたて3.0cm×2.4cm 裏面に氏名を記入したもの

をお持ちの上、申込先にお申込みください。

**※電話やFAXでのお申込みは受け付けておりませんのでご了承ください。**

### 5. 注意事項

- ・日本語の講義及び学科試験を行いますので、対応(理解、読み書き等)できる方が対象です。
- ・申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。
- ・顔写真は鮮明なものに限ります。写真の貼付けは、両面テープをおすすめします。

裏面へつづく

## 6. 修了証の交付

技能講習修了後、法令に定める修了試験を行い、合格者に対しては修了証を交付します。

## 7. 携行品

- ・受講票、筆記用具（鉛筆・消しゴム）、昼食、テキスト（初日に配布）
- ・(株)安全衛生推進会茨城教育センターで交付した技能講習カードの修了証を取得されている方は、受付時に提出して下さい。1枚にまとめます。

## 8. 人材開発支援助成金

茨城労働局助成金事務センター（029-297-7235）へご連絡の上手続きを行って下さい。

## 9. 申込み受付先

つくば市商工会（茨城県つくば市筑穂1-10-4 大穂庁舎2階） 電話 029-879-8200

（注）収納した受講費用は、理由のいかんにかかわらず返金いたしません。

整理の都合上、当日及び電話による受付はいたしません。

**申込先と講習実施場所は異なりますのでご注意ください。**

## 10. 講習時間及び講習科目

	時 間	講習時間	昼休み・休憩	科 目
第 1 日 目	8:30～ 8:40	10分		オリエンテーション
	8:40～12:00	3時間	休憩 20分含 <昼休み50分>	作業環境の改善方法に関する知識
	12:50～13:50	1時間		作業環境の改善方法に関する知識
	14:00～16:10	2時間	休憩 10分含	保護具に関する知識
第 2 日 目	8:30～10:40	2時間	休憩 10分含む	健康障害及びその予防措置に関する知識
	10:50～11:50	1時間	<昼休み50分>	関係法令
	12:40～13:40	1時間		関係法令
	13:50～14:50	1時間		修了試験

### 11. 講師

茨城労働局長登録教習機関（登録第56-7）

株式会社安全衛生推進会茨城教育センター

〒310-0846 茨城県水戸市東野町291-19

電話 029-291-6221 FAX 029-353-7915